

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

### 佐賀県公安委員会規則第6号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(生活安全企画課)</p> <p><b>第10条</b> 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10)～(23)</u> 略</p> <p>2 生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</p> <p>(1) 許可事務管理室は、前項第6号及び第8号から<u>第13号</u>までに掲げる事務（取締りに関することを除く。）をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 生活安全企画課に、生活環境指導官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活環境指導官は、命を受け、第1項第6号及び第8号から<u>第12号</u>までに掲げる事務のうち取締りに関する事務並びに<u>同項第14号</u>から<u>第21号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p><b>第10条</b> 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)の施行に関すること。</u></p> <p><u>(11)～(24)</u> 略</p> <p>2 生活安全企画課に、許可事務管理室を置く。</p> <p>(1) 許可事務管理室は、前項第6号及び第8号から<u>第14号</u>までに掲げる事務（取締りに関することを除く。）をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 生活安全企画課に、生活環境指導官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生活環境指導官は、命を受け、第1項第6号及び第8号から<u>第13号</u>までに掲げる事務のうち取締りに関する事務並びに<u>同項第15号</u>から<u>第22号</u>までに掲げる事務をつかさどる。</p>

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。